

定款施行細則の改定について

1. 改定の理由 日本高気圧環境・潜水医学会および日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の両学会合併の
2. 施行年月日 令和6年4月1日
3. 改定内容 下記の通り。

旧定款施行細則			摘要	改定（2024年4月1日）			摘要
		<p>第 37 条</p> <p>本会の会費及び賛助会費はつぎのとおりとする。</p> <p>1.正会員の会費</p> <p>イ. 医師及び歯科医師（評議員） 年額 15,000 円</p> <p>ロ. 医師及び歯科医師（評議員以外） 年額 13,000 円</p> <p>ハ. その他の者（評議員） 年額 8,000 円</p> <p>ニ. その他の者（評議員以外） 年額 7,000 円</p> <p>2.賛助会員の会費</p> <p>イ. 営利法人 年額 100,000 円</p> <p>ロ. 非営利法人及び個人 年額 30,000 円</p> <p>3.会誌購読会員の会費 年額 20,000 円</p> <p>4. 名誉会員及び功労会員は、会費の納付を要しない。</p>				<p>第 37 条</p> <p>本会の会費及び賛助会費はつぎのとおりとする。</p> <p>1.正会員の会費</p> <p>イ. 医師及び歯科医師（評議員） 年額 15,000 円</p> <p>ロ. 医師及び歯科医師（評議員以外） 年額 12,000 円</p> <p>ハ. その他の者 年額 6,000 円</p> <p>2.賛助会員の会費</p> <p>イ. 営利法人 年額 100,000 円</p> <p>ロ. 非営利法人及び個人 年額 30,000 円</p> <p>3.会誌購読会員の会費 年額 20,000 円</p> <p>4. 名誉会員及び功労会員は、会費の納付を要しない。</p> <p>5. 理事会で休会を承認された者は、会費の納入を要しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員「ハ、その他の者（評議員）」と「ニ、その他の者（評議員以外）」を「ハ、その他の者」に統一 ・正会員の会費の減額 ・「3 理事会で休会を承認された者は、会費の納入を要しない。」を追記した。 ・2024年4月1日～有効
第 4 章	補 則	第 38 条	この細則は、理事会及び社員総会の議決を経て、変更することができる。	第 4 章	補 則	第 38 条	この細則は、理事会及び社員総会の議決を経て、変更することができる。
附 則	附 則		<p>1.この細則は、2009年10月31日から施行する。</p> <p>2.この細則は、2017年1月10日から施行する。</p> <p>3.この細則は、2018年11月29日から施行する。</p> <p>4.この細則は、2023年10月24日から施行する。</p>	新たな施行細則の施行日西暦への変更	附 則	附 則	<p>1.この細則は、2009年10月31日から施行する。</p> <p>2.この細則は、2017年1月10日から施行する。</p> <p>3.この細則は、2018年11月29日から施行する。</p> <p>4.この細則は、2023年10月24日から施行する。</p> <p>5.この細則は、2024年4月1日から施行する。</p>